

# FC.LACIVA 規約

## 第1章 総 則

### 第1条【名称】

本組織(クラブ)は、FC.LACIVAと称する。

### 第2条【目的】

サッカーを通して、会員の心身の発達と技術の向上を図り、健全な育成に資することを目的とする。

### 第3条【活動】

本組織は、前条の【目的】を達成するために次の活動を行う。

- (1) サッカーをはじめとする各種スポーツ活動
- (2) 他の団体及びチームとの交流活動
- (3) 目的を達成するために必要な活動

### 第4条【責任】

本組織への参加にあたっては、保護者の責任においてこれを行う。

前条【活動】並びに活動参加のための移動等における事故等については、本組織運営者(役員・スタッフ)並びに指導者(執行部員)は一切の責任を負わないものとする。

ただし、本組織関係者は可能な限り事故を未然に防ぐことに充分留意する。

## 第2章 会 員

### 第5条【構成】

本組織は、本規約並びに留意事項を理解・遵守できる保護者が承諾した小学生以下の児童で構成する。

### 第6条【入会】

本組織への入会は、所定の用紙をもって随時受け付ける。

入会にあたっては、別途定める年会費と月会費を同時に納付するものとする。

### 第7条【登録】

会員(3年生以上)の日本サッカー協会への登録は、本組織が行う。登録料は年会費に含まれる。

### 第8条【保険】

本組織に入会した児童は、スポーツ傷害保険に全員加入する。

### 第9条【休会】

休部したい旨の相談があり、適正と判断される場合は休会扱いとし、その間の月会費は免除する。

ただし、連絡なしに連続して1か月以上休部する場合は、自動退会とする。

### 第10条【退会】

本組織からの退会は会員の任意とし、本組織は申し出を拒否しない。その際、本規約に定める費用が未納付の場合は当該費用を納付するものとする。なお、年会費・月会費はこれを返金しない。

### 第11条【会員資格の喪失】

本組織は、会員に以下のような事象が発生した場合、役員会で協議のうえ資格を喪失させることができる。

(1) やむを得ない事情なく会費等を滞納した場合。

(2) 本組織の指導方針に関して一方的に批判し、本組織の目的遂行に対して阻害要因となる場合。

(3) その他、本組織の趣旨に反する行為があるとき、役員会で協議のうえ不適正と判断される場合。

なお、資格喪失の会員に対し、年会費・月会費等納付済みの費用の返金は一切行わない。

### 第3章 組 織

#### 第12条【構成】

本組織は本規約に則り、運営を円滑に行うために、次の組織を置く。

(1) 総会

(2) 役員会

#### 第13条【事務局】

特定非営利活動法人「巻スポーツクラブ」内に事務局を置く。

### 第4章 総 会

#### 第14条【総会】

総会は、通常総会と臨時総会をもって構成する。通常総会は年1回、年度の初めに代表が招集する。

役員が年度の活動報告を行うとともに、活動全般について会員と意見交換を行うものとする。

臨時総会は代表または役員会が必要と認めた場合に随時開催を招集することができる。

#### 第15条【決議】

総会は定数の半数以上の出席をもって成立する。

### 第5章 会 計

#### 第16条【会費】

(1) 会費は、年会費と月会費とし、入部要項にて別途定める。

年会費は入部時、月会費は2ヶ月毎に集金袋にて納入月10日までに納めるものとする。

6年生の最終回の月会費(2・3月分)については、1ヶ月分を徴収して終了とする。

(2) 臨時徴収

遠征等、長距離移動・宿泊をとまなう場合は別途徴収する。

#### 第17条【割引】

(1) 第2子以降の月会費については半額に減免する。

未就学児童については、上に兄弟がいるものとみなし、上記と同様に扱う。

(2) 遠征等において、兄弟で参加する場合、第2子以降の交通費は半額に減免する。

ただし、宿泊費及び食費は全額負担とする。

#### 第18条【活動年度】

本組織の活動年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

附 則 本規約は令和 6年 4月 1日から施行する。